

学校感染症について

本校 HP に掲載

学校において予防すべき感染症にかかってしまった場合には、学校での感染拡大予防の観点から、出席停止になります。感染症の診断を受けましたら、すみやかに学校へ連絡していただき、主治医の指示に従って、安静加療をし、登校再開する場合は、以下の必要な書類を提出してください。（提出書類に記載の出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。）

医師より、感染症診断がつかましたら、早急に学校へ連絡をしてください。

【①町田市特定11疾病の感染症→医師による『登校許可証』が必要な場合】

- 1.百日咳
- 2.麻疹
- 3.流行性耳下腺炎
- 4.風疹
- 5.水痘
- 6.咽頭結膜熱
- 7.結核
- 8.髄膜炎菌性髄膜炎
- 9.流行性角結膜炎
- 10.急性出血性結膜炎
- 11.溶連菌感染症

上記特定11疾病の診断の場合は、医師による「登校許可証」（治癒証明書）が必要です。

学校から『登校許可証』用紙（複写式）を受け取り、医療機関で記入をしてもらい、登校再開時に提出してください。

※証明手数料は、町田市が町田市医師会と委託契約をして、公費で負担しています。
委託契約していない市外医療機関では、手数料がかかる場合があります。

【②町田市特定11疾病以外の感染症→『登校報告書』が必要な場合】

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、他の第3種感染症などに罹って、医師の指示により、感染のおそれがないと認められるまで欠席する場合は、出席停止扱いになります。

インフルエンザ、感染性胃腸炎、新型コロナウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ肺炎など

学校から『登校報告書』用紙を受け取るか、本校HP上から『登校報告書』をプリントアウトし、保護者が記入した用紙（キトリセン左側）を登校再開時に提出してください。

※『登校許可証』とは異なり、『登校報告書』は、医師による署名捺印は必要ありません。
保護者が、医師より指示のあった日付・医療機関名・診断名などをご記入ください。